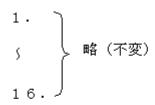
## 「適格担保取扱基本要領」中一部改正

- 4. (3)を横線のとおり改める。
  - (3) 適格性判定手続 国債、政府短期証券、政府保証付債券、公募地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権および、預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権および株式会社産業再生機構に対する政府保証付証書貸付債権以外の担保については、当座勘定取引の相手方である金融機関等(以下「取引先」という。)からの適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。この場合、民間企業債務については、債務者である企業の信用力の判断は、「企業の信用判定基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙2.)に基づきこれを行う。

別表1を横線のとおり改める。

別表1

## 担保の種類および担保価格



## 17.株式会社産業再生機構に対する政府保証付証書貸付債権

(1) 当初貸付期間1年以内のもの	残存元本額の96%
_(2) 当初貸付期間1年超3年以内のもの	残存元本額の90%
(3) 当初貸付期間3年超5年以内のもの	残存元本額の85%
_(4) 当初貸付期間5年超7年以内のもの	残存元本額の75%
(5) 当初貸付期間7年超10年以内のもの(満期が	
応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の60%

(特則)

略(不変)

## 担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債(分離元本振 替国債および分離 利息振替国債を含 む)	略(不変)
\$	
企業に対する証書 貸付債権	
交付税及び譲与税 配付金特別会計に 対する証書貸付債 権	当初貸付期間が10年以内のもの(満期が応当月内に 到来するものを含む。)であること。
預金保険機構に対 する政府保証付証 書貸付債権	
株式会社産業再生 機構に対する政府 保証付証書貸付債 権	

(特則) 略(不変)

(附則) この一部改正は、平成15年4月30日から実施する。